

第 1 回

姫路市新美化センター周辺地域連絡調整会議

令和 6 年 8 月 1 0 日
津田公民館 18 : 00 ~

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ（農林水産環境局長）
- 3 周辺地域連絡調整会議について
- 4 報告
 - （１）建設予定地の現況について
 - （２）事業の進捗状況について
 - （３）事業スケジュールについて
- 5 議事
 - （１）新美化センターの概要について
 - （２）新美化センターの環境基準等について
 - （３）生活環境影響調査について
 - （４）交通量調査について
 - （５）付帯施設、地域活性化・地域環境整備について
- 6 閉会

<目的>

新美化センター整備に関わる諸問題について、姫路市と周辺地域住民とが情報を共有し意見を交換することで相互理解を深め、緊密な連携のもとに課題の解決を図るために開催する

- 新美化センター整備事業の進捗状況は会議の中で報告します
- 調整会議は意見交換の場であって、会議として意思決定する場ではありません
- 会議で出た意見は、必要に応じて庁内会議に諮り対応を検討します
- 会議は原則公開で行います
- 資料、会議の内容、出席者名は姫路市ＨＰで公表します
- 会議の開催は市政情報センターで周知します
- 会議の傍聴は可能とします
- 傍聴人は意見交換に参加できません
- 座長が必要があると認めれば、構成員以外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができます
- 解体工事、施設整備工事に関する説明会は、周辺住民を対象に別途開催します

別紙参照

令和6年度実施予定事業

○基本計画策定

- ・基本計画検討業務委託

契約期間：～R7.8.31

- ・基本計画検討委員会の開催

R6.7.29 第1回検討委員会開催

R6.8.1 第1回技術専門部会開催

○解体工事発注準備

- ・解体工事発注支援業務委託

契約期間：～R7.2.28

○地歴・土壌汚染調査

- ・地歴調査業務委託

契約期間：～R6.9.30

- ・土壌汚染調査業務委託

R6.10頃契約予定

○交通量調査

R6.秋頃実施予定

○地域連絡調整会議の運営

- ・調整会議の開催

- ・先進施設の視察

4 (3) 事業スケジュール

		R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
基本計画策定	計画										
	実施										
土壌汚染対策調査	計画										
	実施										
解体工事	発注準備										
	発注～入札										
	設計施工										
生活環境影響調査	計画										
	実施										
施設整備	発注準備										
	発注～入札										
	設計施工										

5（１） 新美化センターの概要（案）

<新美化センターの概要（案）>

項目	概要	参考	項目	概要	参考
処理対象物	可燃ごみ	（下記参照）	用途地域	工業専用地域	
処理能力	150～250 t／日 （基本計画で決定）	市川美化センター：330 t エコパークあぼし：402 t	容積率	200％以下	
処理方式	（基本計画で決定）	市川美化センター：ストーカ式 エコパークあぼし： シャフト炉式ガス化溶融炉	建ぺい率	60％以下	
敷地面積	36,877㎡	市川美化センター：16,200㎡ エコパークあぼし：約15万㎡	稼働年度	令和14年度（予定）	

<新美化センター処理対象物（案）>

	エコパークあぼし	市川美化センター	新美化センター
可燃ごみ	○	○	○
資源物	○	×	×
粗大ごみ	○	×	×

○新美化センターには、粗大ごみや大型ごみを破砕する設備を設置しません

（今後の計画や事業者からの提案により5 t／日未満の破砕設備を設置する可能性があります。）

○新美化センター敷地には、リサイクル（再資源化）施設を設置しません

5 (2) 新美化センターの環境基準等（自主基準値・近隣他市）

項目	排出規制	姫路市 エコパーク あぼし	高砂市 エコクリーン ピアはりま	尼崎市 (要求水準書 による)	明石市 (基本計画 による)	宝塚市 (整備事業者 HPによる)	西宮市 新美化セン ター（案）
稼働年月	—	H22.4～	R4.6～	(整備中)	(計画中)	(整備中)	(計画中)
施設規模(t /日)	—	402	429	447	303	210	472
処理方式	—	シャフト炉式 溶融炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉
ばいじん(g/N m ³)	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
塩化水素(ppm)	430	10	10	25	30	25	25
硫黄酸化物(ppm)	(※1)	10	10	10	20	15	15
窒素酸化物(ppm)	250	50	30	30	50	45	45
一酸化炭素(ppm)	30	30	30	30	30	30	-
ダイオキシン類 (ng-TEQ/N m ³)	0.1	0.05	0.05	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀(μg/N m ³)	30	—	30	30	30	30	30

※1 硫黄酸化物の排出基準は、地域や排出口（煙突）の高さなどにより異なる

5 (2) 新美化センターの環境基準等（自主基準値・同規模他都市）

項目	排出規制	鳥取東部広域 リンピア いなば	大津市 環境美化セン ター	宇都宮市 クリーンセン ター下田原	八王子市 館クリーンセ ンター	菊池広域連合 クリーンの森 合志	今治市 バリクリーン
稼働年月	—	R5.4～	R3.7～	R2～	R4.10～	R3.4～	H30.4～
施設規模(t /日)	—	240	175	190	160	170	174
処理方式	—	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	流動床式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉	ストーカ式 焼却炉
ばいじん(g/N m ³)	0.04	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01
塩化水素(ppm)	430	40	50	50	15	49	50
硫黄酸化物(ppm)	(※1)	50	30	30	10	49	30
窒素酸化物(ppm)	250	50	50	70	50	100	50
一酸化炭素(ppm)	30	30	(100)	-	30	-	-
ダイオキシン類 (ng-TEQ/N m ³)	0.1	0.05	0.05	0.1	0.1	0.05	0.05
水銀(μg/N m ³)	30	30	30	30	30	-	-

※1 硫黄酸化物の排出基準は、地域や排出口（煙突）の高さなどにより異なる

5（2）新美化センターの環境基準等（その他の環境基準）

<騒音・振動>

区分	騒音			振動		特定建設作業 （騒音）	特定建設作業 （振動）
	昼間 8時～18時	朝夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～翌6時	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時		
法令による基準	無（工業専用地域）			無（工業専用地域）		8 5 dB	7 5 dB
エコパークあぼし	7 0 dB	7 0 dB	6 0 dB	6 5 dB	6 0 dB	8 5 dB	7 5 dB
	※第4種区域			※第2種区域			

<悪臭>

工場・事業場の敷地境界線における規制基準（単位：ppm）											
悪臭物質名	順応地域 【基準】	一般地域 （エコパ）	悪臭物質名	順応地域 【基準】	一般地域 （エコパ）	悪臭物質名	順応地域 【基準】	一般地域 （エコパ）	悪臭物質名	順応地域 【基準】	一般地域 （エコパ）
アンモニア	5	1	アセトアルデヒド	0.5	0.05	イブタノール	20	0.9	フタル酸	0.2	0.03
メチルメルカプタン	0.01	0.002	プロピオンアルデヒド	0.5	0.05	酢酸エチル	20	3	ルナル酪酸	0.006	0.001
硫化水素	0.2	0.02	ルナルブチルアルデヒド	0.08	0.009	メチルイソブチルケトン	6	1	ルナル吉草酸	0.004	0.0009
硫化メチル	0.2	0.01	イソブチルアルデヒド	0.2	0.02	トルエン	60	10	イソ吉草酸	0.01	0.001
二硫化メチル	0.1	0.009	ルナルペンチルアルデヒド	0.05	0.009	スチレン	2	0.4	順応地域：主として工業の用に供されている地域 その他悪臭に対する順応の見られる地域		
トリメチルアミン	0.07	0.005	イソペンチルアルデヒド	0.01	0.003	キシレン	5	1			

<排水>

施設からの排水は公共下水に放流する予定のため、下水道への排水基準とする

5 (2) 新美化センターの環境基準等 (煙突の高さ)

施設名	市川美化センター	(旧)南部美化センター	エコパークあぼし
煙突の高さ	59.5m	59.5m	59m

低い < < < 【煙突の高さ】 < < < 高い

低い < 【拡散効果】 < 高い

狭い < 【影響範囲】 < 広い

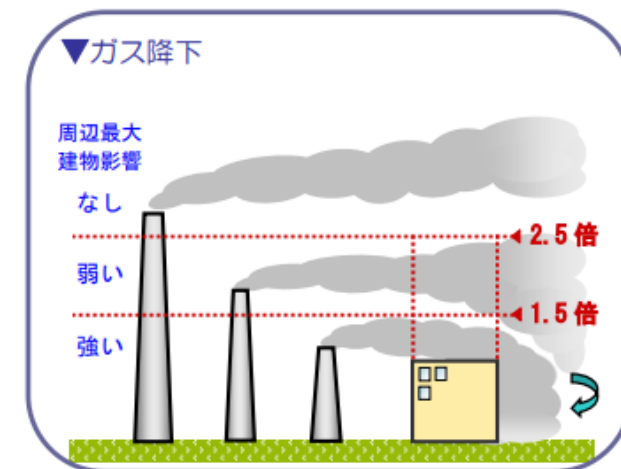
安い < 【建設費用】 < 高い

※ 煙突の高さが60m以上となると「航空障害灯」や「昼間障害標識」の設置が義務付けられる

※ 煙突高さが周辺の建物高さの1.5倍以下になるとダウンドラフト現象の影響が強く表れる

ダウンドラフト現象・・・風下にある建造物の後ろで生じる渦に巻き込まれて降下し、滞留を起こす現象

ダウンドラフト現象

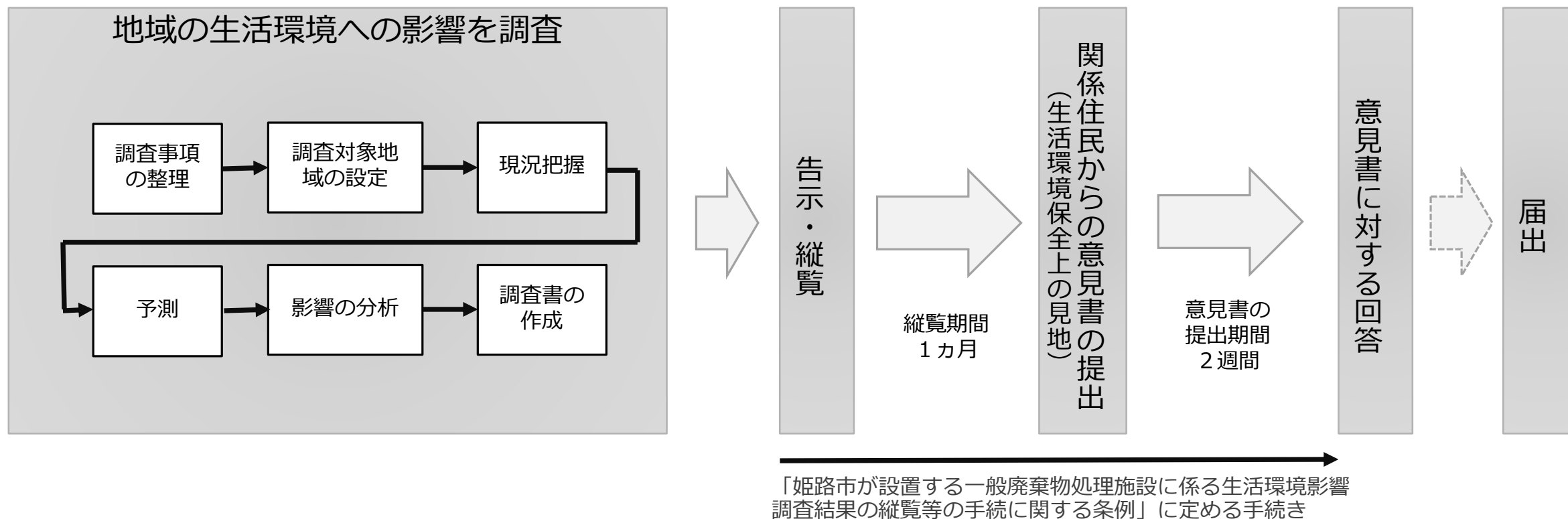


よくわかる臭気指数規制 2号基準 (環境省)

5 (3) 生活環境影響調査（フロー）

生活環境影響調査とは・・・

廃棄物処理法で実施が義務づけられたもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするもの



5 (3) 生活環境影響調査 (調査項目)

調査事項	調査項目	煙突排ガスの排出		施設排水の排出		施設の稼働		施設からの悪臭の漏洩		廃棄物運搬車両の走行	
		指針	(案)	指針	(案)	指針	(案)	指針	(案)	指針	(案)
大気汚染	二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○								
	二酸化窒素 (NO ₂)	○	○							○	○
	浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○							○	○
	塩化水素 (HCl)	○	○								
	ダイオキシン類	○	○								
	その他必要な項目 ※1	○	水銀(Hg)								
騒音	騒音レベル					○	○			○	○
振動	振動レベル					○	○			○	○
悪臭	特定悪臭物質濃度(22項目)	○	○					○	○		
	または 臭気指数(臭気濃度)		○						○		
水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または 化学的酸素要求量(COD)			○	× ※2						
	浮遊物質 (SS)			○	× ※2						
	ダイオキシン類			○	× ※2						
	その他必要な項目 ※1			○	× ※2						

※1 その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素（T-N）、全リン（T-P）などがあげられる

※2 公共下水道への接続により、プラント排水や生活排水等の場内排水を公共用水域に出さないことから、水質を選定しない

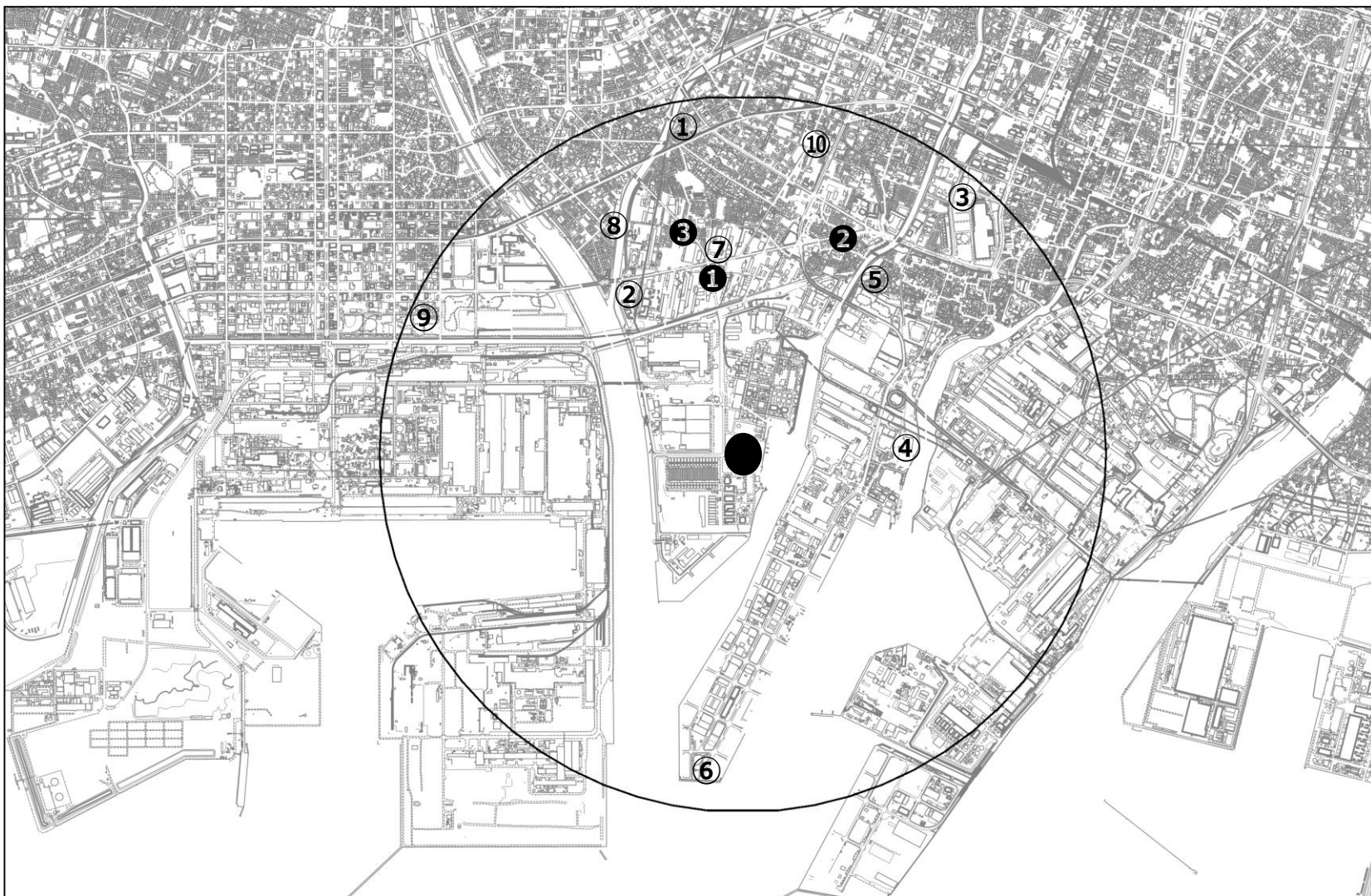
5 (3) 生活環境影響調査（調査内容等）

調査事項	区分	現況把握項目	調査対象地域	調査箇所		調査回数	
			指針	指針	(案)	指針	(案)
大気質	煙突排ガスによる影響	大気汚染	最大着地濃度出現距離を考慮して設定する（最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍）	※1	建設予定地 + 2～3地点	4季 (1季1～2週間)	4季 (1季7日)
		地上気象		原則として 事業予定地	建設予定地	1年間連続	1年間（通年）
		上層気象				4季または2季 (1季5～7日間)	4季 (1季7日)
	廃棄物運搬車両による影響	大気汚染	交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地域（一般的には事業予定地から1km～2kmの範囲の搬入ルート）	影響が大きくなると想定される沿道の地点	2～3地点	1季 (1～2週間)	1季（7日）
騒音振動	施設の稼働による影響	騒音レベル 振動レベル	施設から発生する騒音・振動が相当程度変化すると考えられる人家等が存在する地域（敷地境界からおおむね100mまでの範囲）	敷地境界上及び 周辺の人家等の位置	敷地境界	平日・休日の2日間	2日 (平日+休日)
	廃棄物運搬車両による影響	道路交通騒音レベル 道路交通振動レベル	(大気質における「廃棄物運搬車両による影響」と同じ)	影響が最も大きくなると 想定される沿道の地点	2～4地点	平日・休日の2日間	2日 (平日+休日)
		交通量			2～4地点	平日・休日の2日間	2日 (平日+休日)
悪臭	煙突排ガスによる影響	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度) のうち必要な項目	(大気質における「煙突排ガスによる影響」と同じ)	敷地境界上及び 周辺の人家等の位置	敷地境界 + 1～2地点	1～2日	2日
	施設からの悪臭の漏洩による影響						

※1 煙突排ガスによる影響が大きくなると想定される区域の現況濃度が把握できるように調査地点を設定する

施設規模に応じ、気象特性、人家等の状況、常時監視測定局の配置状況などの要因を考慮して、事業予定地や周辺住居系地域内等に調査地点を追加する

5 (3) 生活環境影響調査 (調査地点イメージ)



番号	施設名	方角	距離
①	環境ふれあいセンター	北	約1.9km
②	中部衛生センター	北西	約1.2km
③	飾磨支所	北東	約1.8km
④	みなとドーム	東	約0.8km
⑤	飾磨西保育所	北東	約1.2km
⑥	飾磨展望台	南	約1.8km
⑦	今在家南第一公園	北	約1.2km
⑧	西浜第一公園	北西	約1.5km
⑨	広畑テニスコート	北西	約1.9km
⑩	津田小学校	北	約1.8km
❶	今在家西交差点周辺	—	—
❷	思案橋西交差点周辺	—	—
❸	飾磨区今在家周辺	—	—

①～⑩ 排ガスによる影響の調査地点候補(2～3ヶ所)
 他施設やエコパークあぼしの生活環境影響調査による
 と最大着地濃度距離は1000m程度となっているため、
 新美化センターでの調査においても、最大着地濃
 度距離は1000mと想定し、調査対象地域はその2
 倍の2000mとする予定

❶～❸ 運搬車両による影響の調査地点候補(2～4ヶ所)

調査地点はコンサルと相談のうえ最終的に決定する予定

別紙参照

※交通量調査の結果により、新美化センターでの受入時間や搬入路について検討したい

5（5） 付帯施設、地域活性化・地域環境整備（案）

○新美化センター付帯施設

余熱利用や敷地内緑化等を目的として、**新美化センター敷地内**で施設と一体で運用される施設

例：健康増進センター、グランドゴルフ場（エコパークあぼし）

・新美化センター関連整備事業

新美化センターの整備運営に必要となる搬入道路など**新美化センター整備と関連**して実施する事業

例：中川堤防道路（エコパークあぼし）

○地域活性化施策

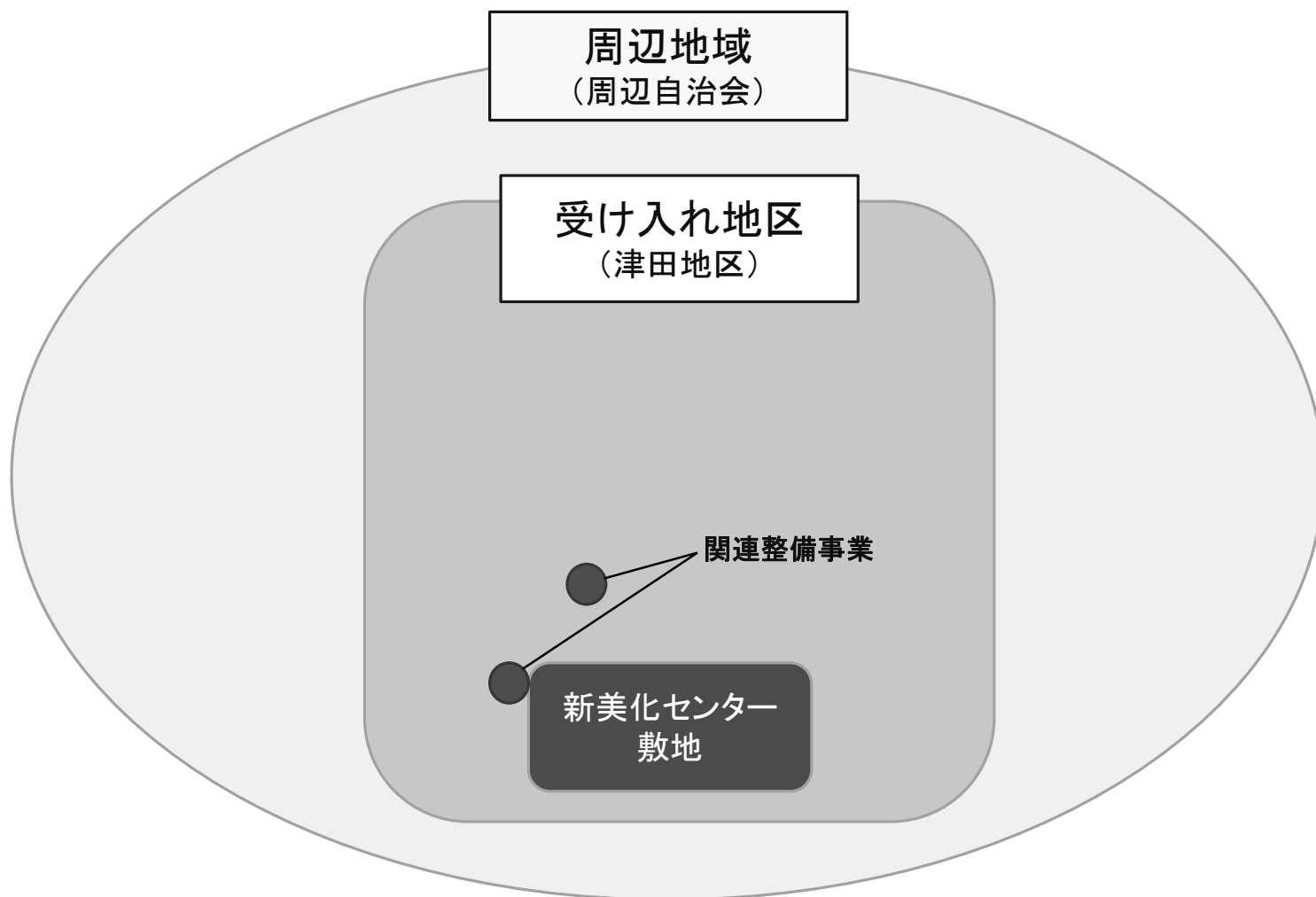
新美化センターの整備を**受け入れた地区**に対し、地域課題の解決、環境改善、活性化に資する施設や施策

例：あぼしまち交流館（エコパークあぼし）、石倉峯相の里（石倉最終処分場）

○地域環境整備事業

交通量の増加など地域環境に一定の負荷が生じることとなる**周辺地域**に対し、助成の上乗せなどにより
地域課題の解消を目的として行う施策

例：場外車券発売施設周辺地域環境整備助成事業（時限的に周辺自治会への補助の上乗せ）



周辺地域の範囲 (案)	
津田地区、及び津田地区と隣接する連合自治会に属する自治会のうち次の要件を満たす単位自治会	
津田地区	全単位自治会
英賀保地区 飾磨橋西地区 飾磨橋東地区	新美化センター敷地から一定距離内に存する自治会

○敷地利用の想定

別紙のとおり

○どのような施設とするのか？

- ・ 広く市民が集う（集客する）施設

例：網干健康増進センター（エコパークあぼし）

☆テニスコート、複合遊具設置の公園、じゃぶじゃぶ池、スケートボード場、児童館 など

⇒施設規模にもよるが利用者による交通量の増加が懸念される

- ・ 地域住民が優先利用するような施設

例：グラウンド（中部衛生センター）

☆フットサル、テニス、バレーなど地域住民や地域チーム・団体などの利用を優先する施設

☆ホール、会議室、研修室

⇒地域住民の範囲や優先利用のルールづくりが必要

網干健康増進センター利用者数

温浴施設 48, 112人

温水プール 37, 373人

トレーニングジム 14, 378人

グランドゴルフ場 10, 153人

その他利用 9, 995人

（令和4年度指定管理業務の評価結果より）

5（5） 付帯施設、地域活性化・地域環境整備（付帯施設・案）

○想定される付帯施設（例）

- ・ 指定避難所（平常時は大空間の研修室）
- ・ 大型複合公園（アスレチックや複合遊具）
- ・ 水遊び場や児童遊具を併設した緑地公園
- ・ 温浴施設（余熱を利用したスーパー銭湯）
- ・ 全天候型スポーツ広場（テニスコート・バスケットコート・フットサル場・スケボーパーク・パターゴルフ場）
- ・ アイススケートリンク
- ・ 地域の団体が優先使用できる人工芝グラウンド

○整備手法

- ・ 新美化センター敷地のうち付帯施設部分について、あらかじめ区域を定め、本体整備事業から切り離して、市が設計し、工事発注する
 - ⇒ ○日程的に余裕がある ×事業者の創意工夫が生かされない
- ・ 新美化センター整備事業発注時に、付帯施設の目的・イメージを示したうえで、事業者提案により整備する
 - ⇒ ×日程的に非常にタイトである ○事業者の創意工夫が生かせる
 - △目的・イメージ等を明確に要求水準として示さないと、思ったものと違うものとなる可能性がある

5（5） 付帯施設、地域活性化・地域環境整備（地域活性化施策・事例紹介）

例：あぼしまち交流館【NPO法人の所有、建設費を補助】

観光情報・地域交流のための拠点

多目的ホール（200名収容）、会議室、売店、オープンサロン

サークル活動、文化教室、発表会やイベント会場の場として利用

網干6カ村の自治会が中心となって設立した特定非営利活動法人が運営

来館者数 21,739人（令和4年度事業報告による）



例：石倉峯相の里【公の施設、指定管理者制度】

地域の特産物を用いた市民交流を通じて地域の活性化を図るための施設

バーベキューサイトや体験教室

地域自治会が中心となって設立した特定非営利活動法人が指定管理者として運営

利用者数 9,766人（令和4年度指定管理業務の評価結果より）



○想定される地域活性化施策

- ・公園の再整備（緑地の再整備、交流施設整備、パークPFIの活用等）
- ・防災倉庫等の整備
- ・地区公園の遊具更新、再整備
- ・公民館の備品設備更新
- ・地区公民館の整備・改修

○整備手法（案）

- ・都市再生整備計画事業として位置づけ

※まちづくりの目標と目標を実現するために実施する各種事業等を記載した都市再生整備計画を作成

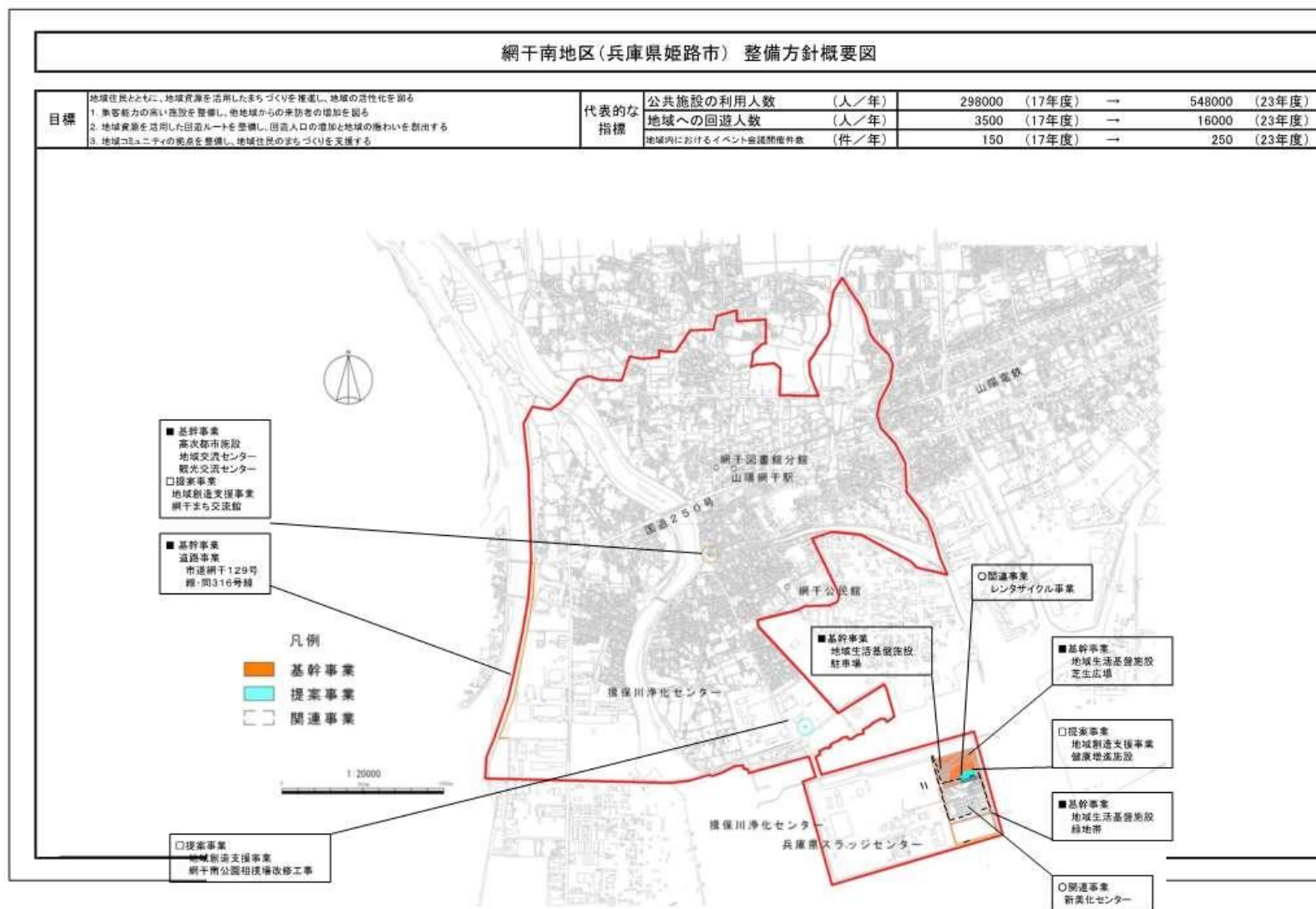
※まちづくりの目標とその達成状況を評価する指標を設定（例：目標＝駅周辺の賑わいを再生する、指標＝来街者数、居住者数等）

※交付対象：都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等が対象

※交付期間：概ね3～5年

※国費率：事業費の概ね4割

5（5） 付帯施設、地域活性化・地域環境整備（地域活性化施策・あぼし例）



例：場外車券発売施設周辺地域環境整備助成事業

場外車券場開設に伴い、施行者からの交付金の一部を原資に、周辺地域の環境整備に助成する制度

対象地域：英賀保地区、今在家

○地域環境整備事業（案）

新美化センターの整備に伴い一定の負荷が生じる地域団体に対して、地域の環境整備を目的として、各種補助について、補助率や補助金額の上乗せ、または新設補助の創設

※財源の確保が課題 ⇒ 新美化センターの売電額の一定割合の充当

※一定の負荷が生じる地域団体 ⇒ 生活環境影響調査で調査対象地域と設定した範囲に存する自治会等

5 (5) 付帯施設、地域活性化・地域環境整備（検討スケジュール案）

<検討スケジュール（案）>

○新美化センター付帯施設（新美化センターと同時にオープンする場合）

- ・ 本体施設と一体で整備する場合：令和7年度初めまでに具体的な施設イメージが必要

⇒施設整備工事の要求水準書に反映する必要があるため

- ・ 本体施設と切り離して整備する場合：令和7年度初めまでに区域を決定

⇒施設整備工事の要求水準書に反映する必要があるため

令和9年度夏頃までに具体的な施設のイメージが必要

（令和10年度：基本設計、令和11年度：実施設計、令和12～13年度：施設整備）

○地域活性化施策

- ・ 令和8年度夏頃までに、事業計画（案）の策定が必要（事業期間：令和9年度～令和13年度までの5年間）

○地域環境整備事業

- ・ 令和13年度初めまでに、具体的な補助メニューを検討し、令和14年度（施設稼働時）から補助